

川崎市ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等を支援する

有償ボランティア(家庭生活支援員)

募集中!!



川崎市ひとり親家庭等日常生活支援事業は、ひとり親家庭または寡婦の方が一時的に子育てや家事にお困りの時に家庭生活支援員を派遣して日常生活を支援する事業です。家庭生活支援員として、ひとり親家庭等の子育てや生活をサポートして下さる有償ボランティアを募集しています。

《支援の内容》

一時的にお困りのひとり親家庭等を対象に、支援員宅や母子・父子福祉センターでの保育(子育て支援)、利用者宅での家事の手伝い(生活援助)を行っていただきます。

《家庭生活支援員に必要な資格》

- ★**子育て支援**: 保育士・幼稚園教諭・保健師・看護師・准看護師・小学校教諭・養護教員
子育て支援員研修「一時預かり事業」または「ファミリー・サポート・センター事業」を修了した方
- ★**生活援助**: 介護初任者研修を修了した方(ホームヘルパー3級以上を含む)

《資格がない!とおっしゃる方も大丈夫!》

- ①子育て支援や家事支援の経験が1年以上ある方
 - ②子育て支援を行う家庭生活支援員の養成研修を修了した方は家庭生活支援員として活動できます!
- 詳しくは下記までお問合せください。

一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会

川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴ

〒211-0067 川崎市中原区今井上町1番地34号 和田ビル2階

電話 044-733-1166

FAX 044-733-8934

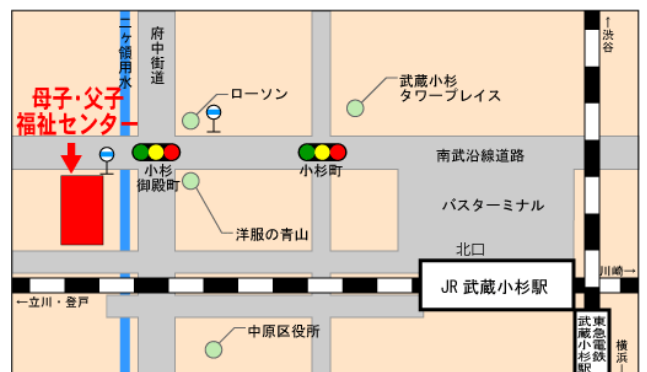
休館日 毎月曜日、第2・4日曜日、祝日

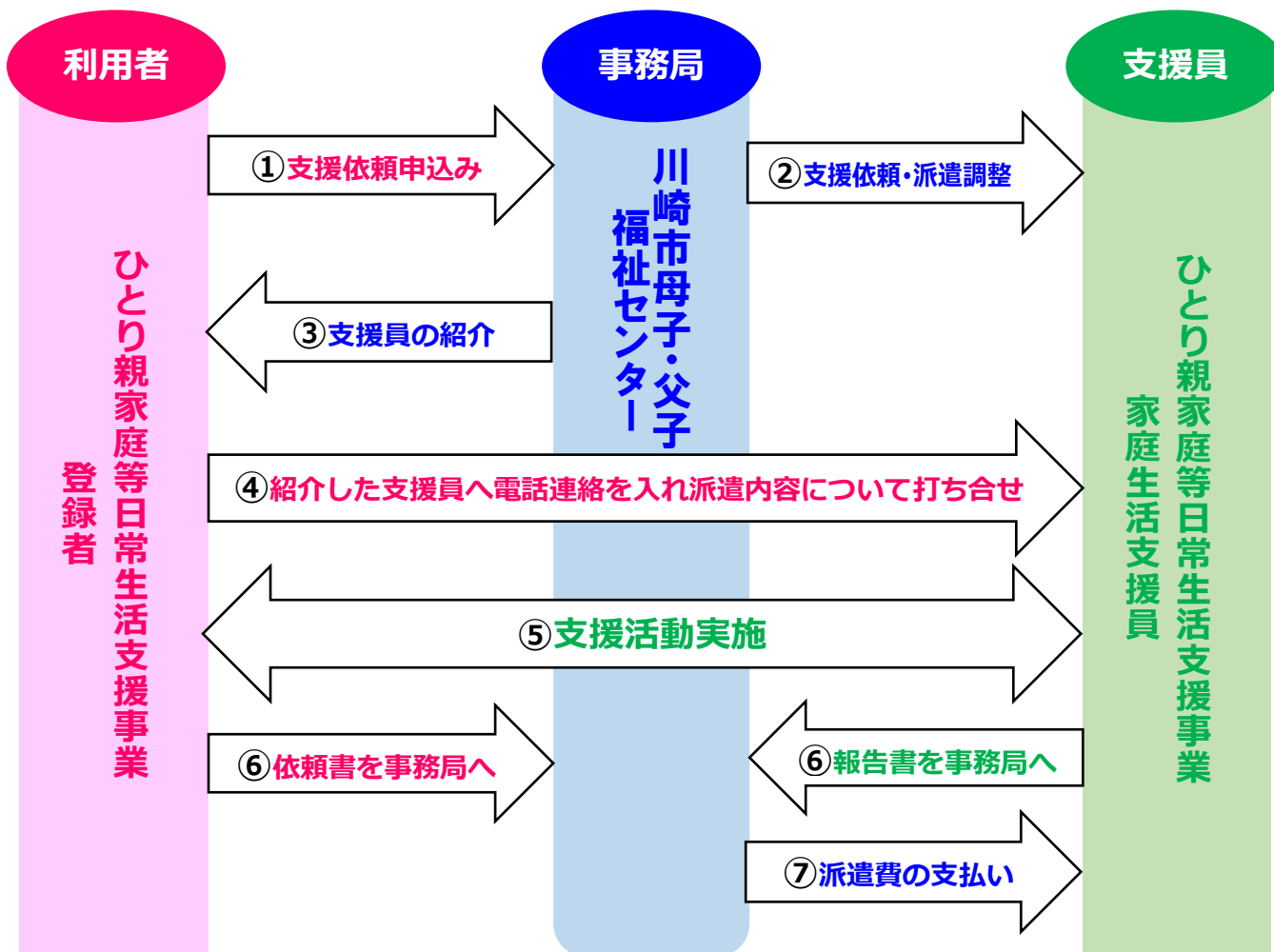
開所時間 9:00~17:00(水曜日・金曜日 9:00~21:00)

相談受付 9:30~16:00(水曜日・金曜日 9:30~20:00)

《アクセス》

JR武蔵小杉駅北改札(南武線口)北口バスターミナルより徒歩10分、または市営・東急バス 小杉御殿町より徒歩0分





《支援の流れ》

- ① **支援依頼申し込み**: 利用者から事務局へ支援依頼申し込みの電話が入ります。依頼内容の詳細を確認します。
- ② **支援依頼**: 事務局から支援員へ支援依頼の電話連絡を入れ、派遣調整をします。
- ③ **支援員紹介**: 支援員の手配ができれば、事務局が利用者へ支援員を紹介します。
- ④ **支援打合せ**: 利用者は事務局から紹介された支援員に電話連絡を入れます。派遣内容について確認・打ち合せをします。
- ⑤ **支援活動実施**: 支援活動を実施します。
 ※子育て支援の場合、利用者は連絡票に当日の子どもの様子を記入し、支援員に渡します。
 支援実施後、支援員は連絡票に預かり中の子どもの様子を記載し、利用者に渡します。
- ⑥ **報告書記入および事務局提出**: 支援終了後、利用者と支援員はそれぞれ報告書を作成し、事務局に控えを提出します。支援員は利用者が記入して持参する派遣報告書の活動日時を確認し、
 ①支援員名(押印)・登録番号、②交通費(発生した場合のみ)を記入します。
- ⑦ **派遣費の支払い**: 支援の翌月末に、派遣費を支援員の指定口座に振り込みます。

一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会

川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴ お問合せ・申込み ☎044-733-1166